

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	検算	照合	係長	課長補佐	課長	係	係長	課長
令和 8 年度			主 管 佐伯区役所農林建設部維持管理課第二維持係				設 計 令和 8 年 5 月		
業 務 名 海老山公園ほか法面除草業務							委託期間 契約締結日から 令和 8 年 12 月 15 日まで		
履 行 場 所 佐伯区海老山町ほか									
予算費目			業務委託金額				(内訳)		
会計 一般会計			金 円						
(款) 土木費									
(項) 公園墓園費									
(目) 公園墓園維持費									
委託施行理由									
本業務は、公園および緑地の環境美化を図るため、除草を委託するものである。									
業 務 内 容									
除草工 一式									

内 訳 表

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
除草費	1	式	—		第 1 号明細書
処分費	1	式	—		第 2 号明細書
直接業務費計					
共通仮設費	1	式	—		
純業務費計					
現場管理費	1	式	—		
業務原価計					
一般管理費	1	式	—		
一般管理費(契約保証費)	1	式	—		
業務価格					
消費税等相当額	1	式	—		
請負業務費					

1 号 明細書

除草

1 式
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
除草(法面)	44,900	m ²			公園共通40201号代価参照
除草(ロープ足場法面)	1,100	m ²			公園共通40204号代価参照
除草(石積・ブロック積)	400	m ²			公園共通40104号代価参照
除草(つる性雑草除去)	370	m ²			公園共通40401号代価参照
合 計					

第 2 号 明細書

処分費

1 式
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
処分費 広島市焼却場	1	式	—		
合 計					

【海老山公園ほか法面除草業務 数量表】

	除草				備考
	法面 (㎡)	ロープ 足場法面 (㎡)	石積 ブロック積 (㎡)	つる性雑草除去 (㎡)	
五月が丘緑地					
① 緑地	2,197.73				
② 緑地	408.45				
③ 緑地	300.10				
④ 緑地	426.49				
⑤ 緑地	5,873.05				
⑥ 緑地	2,984.38				
⑦ 緑地	658.21			370.55	
⑧ 緑地	839.00				
⑨ 緑地	679.45				
⑩ 緑地	492.20				
⑪ 緑地	141.24				
⑫ 緑地 (集会所裏法面)	2,759.91				
⑫ 緑地 (プール裏通路)	79.82				
⑫ 緑地 (中学校東側法面)	626.99				
⑫ 緑地 (中学校南側法面)	241.53				
⑬ 緑地	1,921.22				
小計	20,629.77			370.55	
五月が丘第五公園					
五月が丘第五公園 (東側法面)	7,341.29				
五月が丘第五公園 (西側法面)	2,388.32				
五月が丘第五公園 (南側法面)		257.61			
小計	9,729.61	257.61			
薬師ヶ丘緑地					
薬師ヶ丘緑地	322.36				
こころレイクサイドパーク					
こころレイクサイドパーク	10,017.74				
海老山公園					
① 海老山会館南側市有地	256.03				
② 管財課法面A		850.24			
③ 入口上段広場法面	195.96				
④ 管財課法面B	908.93				
⑤ 東側入口南法面			223.84		南：4段、北：下から2,3段目を施工
⑥ 東側進入路法面	278.79				
⑦ 東側階段	24.66				
⑧ 西側進入路法面	136.34				
小計	1,800.71	850.24	223.84		
折出緑地					
折出B緑地	655.33		178.00		
折出C緑地	748.44				
折出D緑地	100.59				
小計	1,504.36		178.00		
薬師ヶ丘第一公園					
薬師ヶ丘第一公園	930.69				
合計	44,935.24	1,107.85	401.84	370.55	

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、海老山公園ほか法面除草業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
除草作業により刈り取った草は、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
なお、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。
また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、次のいずれかに該当する技術者を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
 - ア 土木施工管理技士又は造園施工管理技士の資格を有する者
 - イ 建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（土木一式工事又は造園工事に限る。）
- 7 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 8 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 9 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

10 報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
- (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後 14 日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

- 11 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

海老山公園ほか法面除草業務 作業実施時期

公園名	種別	6			7			8			9			10			11		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
五月が丘緑地	法面				■	■	■	■	■	■									
	つる性 雑草除 去				■	■	■	■	■	■									
五月が丘 第五公園	法面							■	■	■									
薬師ヶ丘緑地	法面				■	■	■	■	■	■									
こころレイクサ イドパーク	法面				■	■	■	■	■	■									
海老山公園	法面				■	■	■	■	■	■									
	石積・ ブロック積				■	■	■	■	■	■									
	ロープ足 場法面				■	■	■	■	■	■									
折出D緑地	法面				■	■	■	■	■	■									
折出B緑地 折出C緑地	法面													■	■	■			
	石積・ ブロック積													■	■	■			
薬師ヶ丘 第一公園	法面															■	■	■	